

子ども家庭支援センター

「子ども・子育て支援サービス」と「子どもと家庭の総合相談」の2つの機能を持ちます。
2021年に現在の三田1丁目(みなと保健所との複合施設)から南青山5丁目に移転します。



子ども・子育て支援サービス

子育てひろばでのびのび遊べる場を提供

3歳未満のお子さんとその保護者の交流の場です。親子で一緒に遊んだり、お友だちを作って交流できます。木製のオモチャや絵本、人形などもそろっていて親子で楽しいひとときを過ごせます。

気軽に参加できるイベントや講演会等の開催

多目的室や会議室、体育館を利用して、3歳未満のお子さんとその保護者だけでなく、3歳以上の児童や多世代交流など対象を広げた楽しいイベントや講座も開催する予定です。

子育て支援のネットワークづくり(港区地域こぞって子育て懇談会等)

子育てグループやNPOなどの団体・企業等さまざまな主体と協働した取組を実施し、子育て支援のネットワークづくりを充実します。子育て支援員の育成など、地域で子育てを応援する人材の育成を行います。

地域との協働の取組

地域と協力して交流イベントや防災活動などを行います。



子どもも親もほかの親子とふれあえて楽しいです。

スタッフも一緒に遊んでくれたりして助かっています。



社会の役に立ちたいと、支援員になりました。充実しています。どうぞ遊びに来てください。



子どもと家庭の総合相談

子どもの問題・家庭の問題

- ・夜泣きがひどい、育児が大変、子どもがかわいいと思えない、知り合いが少ないなど、どんなことでも気軽に相談ください。子どもを遊ばせながらの相談もできます。
- ・離婚相談、ひとり親に関すること、DVについてなど、家庭に関わる相談に対応します。

保健師・臨床心理士による専門相談

「子どもが泣きやまない」「食べなくて困っている」「夜泣きがひどい」「育てられるか不安」など、さまざまな心配事に保健師や臨床心理士が対応します。

子育てコーディネーター相談室(子ども・子育て支援に関する情報提供と利用者支援)

「時間がなくて子育て情報が調べられない」、「引越したけれど港区のことを知りたい」、「とにかくまず話を聞いてほしい」などのニーズに応え、子育てコーディネーターがゆっくり話をうかがい、ご家庭の状況に応じた情報収集や計画づくりのお手伝いをします。



誰にも相談できなくて悶々としていたので、気持ちが軽くなりました。



どこに相談すればいいかわからなかったけれど、専門家につないでもらいました。

児童相談所

子どもと家庭の相談に応じ、問題や状況、ニーズを把握し、適切な援助を行うことで、子どもの権利を擁護することを目的としています。一時保護や里親委託、施設入所等の措置権限は、児童相談所だけが持つものです。

相談の種類

児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等がチームを組み、さまざまな子どもと家庭の問題に対応します。



養護相談

養育困難

保護者の病気、死亡、離婚等の事情により、子どもの養育が困難になったときの相談、迷子の相談

児童虐待の相談と対応

- 身体的虐待 … 子どもをたたく、激しく揺さぶるなど
- ネグレクト(育児放棄) … 適切な衣食住の世話をしないなど
- 心理的虐待 … 子どもへの脅しや心を傷つける言動、親による家族への暴力の目撃など
- 性的虐待 … 子どもへのわいせつな行為など

障害相談

言語発達、肢体不自由、ことばの遅れ、発達障害に関する相談
知的障害児に関する相談、療育手帳(愛の手帳)に関する相談

育成相談

乳幼児の育児・しつけや遊び、子育ての不安等の相談
不登校、いじめの相談

子どもの性格行動に関する相談(友達と遊べない、内気、子どもの落ち着きがない、家庭内暴力等)

非行相談

く犯相談

18歳未満で、問題行動(家出や親のお金の持ち出しなど)のある子どもに関する相談

触法相談

14歳未満で法に触れる行為(盗みなど)を行った子どもの相談

保健相談

乳児、早産児、虚弱児、児童の疾患、事故・ケガ等の健康管理に関する相談

里親の相談

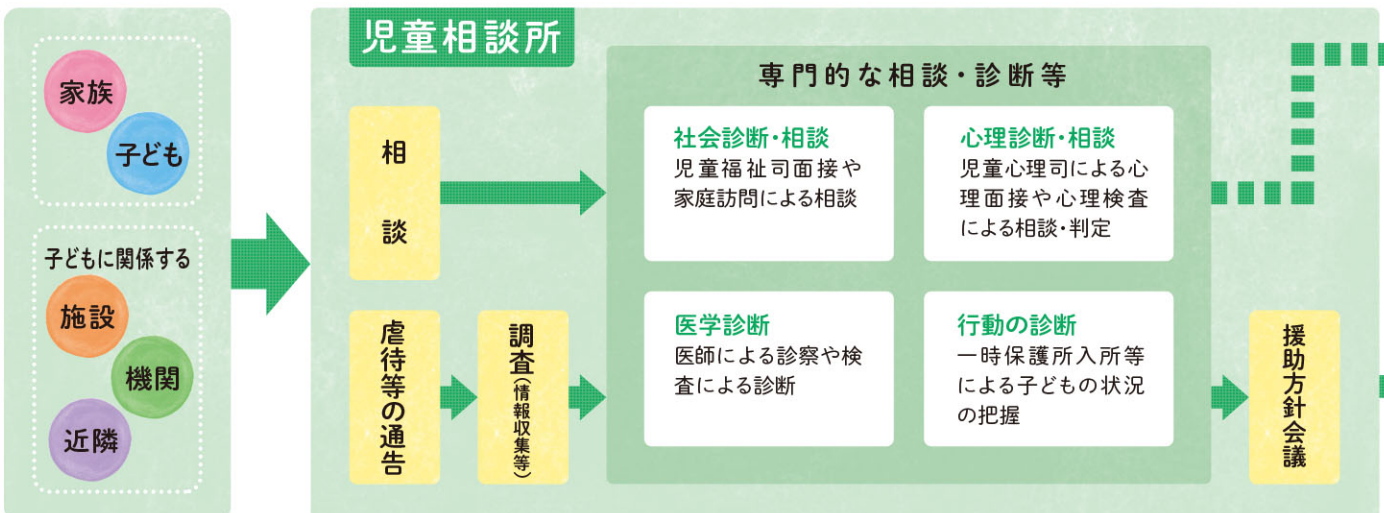
里親になりたい、里親に子どもを預けたい等
養育里親(養育家庭)に関する相談
特別養子縁組に関する相談

その他の相談

離婚や親権、その他の家族や子どもの相談



児童相談所の相談から支援の流れ



母子生活支援施設

さまざまな事情から養育が困難となった母子家庭が入所し、安定した生活と自立を支援するための施設です。本施設には、10室の居室を整備し、母子がそれぞれの居室で暮らします。子どもは、保育園や学校等に通います。



一時保護所

子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携して子どもや家族の支援内容を検討します。子どもと家族が自らを振り返り、関係や生活を再構築できるよう援助します。

一時保護を理由に子どもの学籍(学校の所属)が変わることはありません。一時保護中は、原則的に一時保護所内で学習します。

港区の一時保護所

港区の一時保護所は、12人定員とし、家庭的なあたたかい環境の中で子どもに寄り添い支援を行います。一時保護所には、学習室、食堂、プレイルーム、リビング、浴室、トイレ、体育館、居室(個室を基本)等を整備します。

入所から退所までの支援



母親への支援

母親が心と体と生活を安定するための支援を行います。

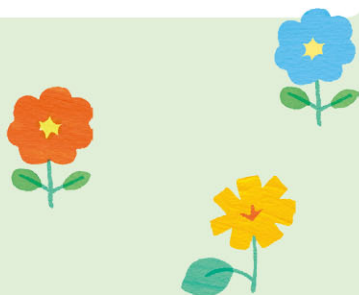
- ・ 育児や健康、生活上の困り事の相談支援
- ・ 仕事探しや仕事を続けていくための相談支援
- ・ 離婚の手続きや将来設計の相談支援等



子どもへの支援

子どもの健やかな成長のための支援を行います。

- ・ 乳幼児の一時保育
- ・ 学習、進学、悩み事の相談支援
- ・ 子ども会、レクリエーション等の活動機会の提供
- ・ サークル活動や習い事の機会の提供等



複合施設の活用

入所

養育が困難な母子家庭



児童相談所の専門相談を活用し、より良い親子関係を築いていきます。



子ども家庭支援センターの子育てひろばや子育て支援情報等を活用し、親子一緒に生活しながら、問題解決を図っていきます。

退所

新しい生活スタート



問題を解決し、地域での新しい生活がスタート(入所期間は、平均1年7カ月程度です)。その後の生活のサポートも行います。

家庭

必要に応じて地域の子ども・子育て支援を利用

里親

家庭での生活ができない場合に里親委託

施設入所

家庭での生活ができない場合に児童養護施設等に入所

家庭復帰

